『正親町帝時代史論―天正十年六月政変の歴史的意義―』第二章（岩田書院、2012年）

**「明智光秀と制度(足利幕府体制)防衛」**

はじめに

一　明智光秀と奉公衆の関係

二　三つの将軍権力（将軍御所・本国寺・本能寺）襲撃事件

おわりに―明智光秀と足利将軍―

付　幕府における明智光秀の地位

補論４「明智光秀と政所執事」

※『織田・徳川同盟と王権―明智光秀の乱をめぐって』第二章（岩田書院、2005年）

初出『郷土文化』第五六巻第二号、名古屋郷土文化会、2001年

（原題「明智光秀と制度防衛」）

補論４は、原題「織田政権のモラトリアム―織田政権のモラトリアムと｢覇者｣の類型(上)」（『郷土文化』第６２巻第二号、名古屋郷土文化会、2008年）。

本論文は、主査の中野等九州大学比較社会文化学府教授から査読を受けて、博士論文として提出し、さらに一部補筆して発刊している。

《要約》

　　三鬼清一郎氏は、1981年に明智光秀の乱について「伝統的に寺社本所が強い畿内の支配は十分ではなかった。室町幕府の奉公衆・奉行人でもあった土豪層は、光秀ら旧幕臣と結びついていた」として、その政治的な背景を的確に説明した。

本論は、光秀の身分と属性を足利幕府の奉公衆であると規定した上で、奉公衆・奉行衆に強い影響力を持ち、軍事・行政組織化していた。

1. 光秀は、永禄十一年十一月十四日に初めて史料に登場したが、それまでは軍記、同時

代に近い編集史料にまでその名は記されておらず、突然、光秀はお目見え以上であり、奉公衆の居住地域にその屋敷があり、幕府の関連文書、将軍から領地を宛がわれていたことなどから親信長派の有力奉公衆として登場した。

1. 天正九年正月に信長は、光秀について直奉公としているが、事実経緯からすれば、「只

今信長の扶持をもらっている公方衆」という範疇に属していた。

３．義昭に属していた時は、御部屋衆であると考えられ、信長からは政所執事格として、義昭に随行しなかった奉公衆・奉行衆などをまとめていた。

４．信長から認められた地位は、政所執事格であり、坂本・亀山という京都東西の要衝を有し、その勢力は最盛期の伊勢氏に近いと言える。

５．光秀の政治的価値は、永禄八年の足利義輝弑逆事件によって発生し、『信長公記』には、六条本圀寺での足利義昭防衛、天正元年以降、義昭の出奔に際しては、信長方の奉公衆として大部分の幕府衆をまとめた。織田政権における光秀の地位はその論功によるものである。織田政権とは、｢織田・明智｣体制である。

６．領域的支配の拡大により、信長は、織田・徳川同盟による室町幕府に代わる新たな武家政権の構想を表面化させたが、それは幕府組織を代表し、幕府の中興を目指していた光秀とは相いれないものであった。

７．事件後、光秀は雑賀衆に宛てて義昭を入洛させる旨を表明しているが、幕府制度を守るための反乱というのであれば、光秀の行動原理は、一貫したものであり、組織人としての整合性が認められるとする。